防装庁（事）第１０７号
令和元年７月３０日
一部改正　防装庁（事）第３１号
令和２年度２月１０日
一部改正　防装庁（事）第１６０号
令和２年３月３１日
一部改正　防装庁（事）第２４８号
令和５年６月３０日

大臣官房長
各　　局　　長
各　幕　僚　長　　殿
情報本部長
防衛装備庁長官

事務次官
（公印省略）

ＦＭＳ調達の合理化に向けた取組の推進に関するプロジェクトチームの設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

別紙

ＦＭＳ調達の合理化に向けた取組の推進に関するプロジェクトチーム設置要綱

（設置）

第１　平成３１年度以降に係る防衛計画の大綱（平成３０年１２月１８日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び中期防衛力整備計画（平成３１年度～平成３５年度）（平成３０年１２月１８日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、有償援助による調達（以下「ＦＭＳ調達」という。）の合理化に向けた取組を推進することとされたことを踏まえ、ＦＭＳ調達における価格の透明性確保、未納入・未精算・トラストファンドの課題改善、複数年度調達の活用、国内企業参画及び契約管理費の減免のための各種取組を組織横断的に推進する体制の整備のため、防衛省に、ＦＭＳ調達の合理化に向けた取組の推進に関するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

（構成）

第２　プロジェクトチームの構成は、次のとおりとする。

⑴　チ　ー　ム　長　防衛装備庁装備政策部長

⑵　チーム長代理　防衛装備庁調達管理部長

⑶　副チーム長　防衛装備庁装備政策部装備政策課長
防衛装備庁調達管理部調達企画課長
防衛装備庁調達事業部輸入調達官

⑷　チ　ー　ム　員　大臣官房会計課長
防衛政策局日米防衛協力課長
整備計画局防衛計画課長
防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長
防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官
防衛装備庁プロジェクト管理部各事業監理官

２　チーム長は、プロジェクトチームにおける検討のために必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者をプロジェクトチームに参加させ、意見を述べさせることができる。

（運営）

第３　チーム長は、プロジェクトチームを招集し、プロジェクトチームの事務を総理する。

２　チーム長代理は、チーム長を助け、チーム長が不在の場合、その職務を代行する。
３　副チーム長は、チーム長の命を受け、チーム長及びチーム長代理を助け、プロジェクトチームの事務を整理する。

（検討部会）
第４　プロジェクトチームの下に、細部の検討を行うため、価格の透明性確保検討部会、未納入・未精算・トラストファンドの課題改善検討部会、複数年度調達の活用検討部会、国内企業参画検討部会及び契約管理費の減免検討部会（以下「各検討部会」という。）を置く。
２　価格の透明性確保検討部会は主としてＦＭＳ調達における価格の透明性確保について、未納入・未精算・トラストファンドの課題改善検討部会は主としてＦＭＳ調達における未納入・未精算問題の改善及びトラストファンドの健全性維持について、複数年度調達の活用検討部会は主としてＦＭＳ調達における装備品や役務事業等の複数年度調達の活用について、国内企業参画検討部会は主としてＦＭＳ調達における国内防衛産業の参画推進について、契約管理費の減免検討部会は主としてＦＭＳ調達における契約管理費の減免に係る米国との互恵的な協定の締結について、それぞれ検討するものとする。
３　価格の透明性確保検討部会長は防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官を、未納入・未精算・トラストファンドの課題改善検討部会長は防衛装備庁調達管理部調達企画課長を、複数年度調達の活用検討部会長は整備計画局防衛計画課長を、国内企業参画検討部会長は防衛装備庁装備政策部装備政策課長を、契約管理費の減免検討部会長は防衛装備庁調達事業部輸入調達官を、それぞれ充てる。
４　各検討部会の構成は、価格の透明性確保検討部会長、未納入・未精算・トラストファンドの課題改善検討部会長、複数年度調達の活用検討部会長、国内企業参画検討部会長及び契約管理費の減免検討部会長（以下「各検討部会長」という。）がそれぞれ定める。
５　各検討部会長は、チーム長の求めに応じ、各検討部会における検討の状況及び結果をプロジェクトチームに報告する。

（関係部局の協力）
第５　関係部局は、プロジェクトチーム又は各検討部会から関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（庶務）
第６　プロジェクトチームの庶務は、防衛装備庁調達管理部調達企画課におい

て処理する。

２　価格の透明性確保検討部会の庶務は、防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官において、未納入・未精算・トラストファンドの課題改善検討部会及び契約管理費の減免検討部会の庶務は、防衛装備庁調達管理部調達企画課において、複数年度調達の活用検討部会の庶務は、整備計画局防衛計画課において、国内企業参画検討部会の庶務は、防衛装備庁装備政策部装備政策課において、それぞれ処理する。

（委任規定）

第７　この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項はチーム長が、各検討部会の運営に関し必要な事項は各検討部会長が、それぞれ定める。